

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 28 日

各都道府県社会保障・税番号制度担当部長
各指定都市社会保障・税番号制度担当部長 殿

総務省自治行政局住民制度課

個人番号カードの再交付手数料を定める条例について

平素よりマイナンバー（社会保障・税番号）制度の推進及びマイナンバーカードの普及促進に御協力頂き、厚く御礼申し上げます。

今般の第 204 回国会に、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」が提出されており、同法律案中の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正により、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとして明確化されることに伴い、マイナンバーカードの発行に係る手数料の徴収の事務については同機構から市区町村長に委託することができることとする規定が盛り込まれております（別添参照）。

このため、「通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の取扱いについて」（平成 27 年 4 月 17 日付け事務連絡）を踏まえ、マイナンバーカードの再交付手数料について条例に定めのある団体におかれては、上記改正部分の施行期日（令和 3 年 9 月 1 日）以降は当該条例の規定が不要となることが想定されますので、予めお知らせいたします。

各都道府県におかれては、この旨域内の指定都市を除く市町村（特別区を含む。）に周知頂きますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。